

平成 28 年 10 月 18 日

ネクスト経済産業大臣

田嶋 要 殿

日本化学エネルギー産業労働組合連合会
会 長 平川 純二
副会長・化学部会執行委員長 酒向 清

日頃より化学エネルギー産業の労働組合活動に御理解、御協力を賜り心より感謝申し上げます。化学産業を取り巻く状況は世界経済のデフレ的傾向や新たな地球温暖化対策の枠組み始動等重要な課題に当面しております。加えて、弊社組織内においても石油化学、板ガラスさらには石油精製と産業競争力強化法50条対象業種を抱え、事態の展開を注視しているところです。また、本格的に始まった電力改革の過程では多消費型の産業の存続も重要な案件として取り組みが迫られてきました。

以上のように諸々の課題の多い昨今の情勢ですが、こんごとも雇用の将来展望確保、事業基盤の強化に向けて、その社会的責務を果たして参る所存です。また、産業存立の基本である安全やこれに関連する人材育成の課題、コンビナート、港湾等の防災機能強化も当該産業に従事する者として重要な事項と理解しております。つきましては、別紙の形に認めました要望事項をご理解賜り、具体化に向け御検討を頂きますよう、お願い申し上げます。

平成 29 年度

概算要求要望、税制改正要望
政策・制度要求と提言

日本化学エネルギー産業労働組合連合会

化学部会

重点要望事項

- 石油石炭税における「地球温暖化対策のための課税の特例」の抜本的見直しならびに、地球温暖化対策税の森林吸収源対策に係る財源確保としての税収転用などの用途拡大の反対
- 石油化学製品製造向け原料に係る揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化
- 苛性ソーダ電解用の自家発電等、特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長
- 電力多消費産業の維持存続を配慮した、電力自由化に伴う電気料金負担増の影響緩和
- 化学物質のリスク評価と職場の安全確保に係る規制について調和のとれた手法、有害性に関する物資・形状等、分り易い整理と事業者、労働者、消費者への正確な伝達の実施
- 「産業競争力強化法50条に基づく調査報告」に基づく、将来需給の減少予測による事業再編等、石油化学・板ガラス産業の競争力強化に向けた対応の方向性における、雇用、地域への影響を考慮した適切な対応

税制改正要望

○石油石炭税における「地球温暖化対策のための課税の特例」の抜本的見直しならびに、地球温暖化対策税の森林吸収源対策に係る財源確保としての税収転用などの使途拡大の反対【重点】

地球温暖化対策税は、制度導入時から我が国のエネルギー環境が大きく変容しているにも係わらず、本来の課税目的と乖離したまま徴税だけが継続している状況にあり、産業の持続的発展を著しく阻害していることから、廃止を含めた抜本的見直しを強く求める。また、地球温暖化対策税は化石燃料からのCO₂排出抑制のために使用され、他には流用しないことで国民や産業界の理解を得て導入されたものであり、同税の森林吸収源対策に係る財源確保としての流用に反対する。

○原料用石油製品に係る揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化【重点】

揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税については、課税対象物が石油化学製品等の製造プロセスに不可欠な原料用途等として使用される場合に、租税特別措置としてこれを免税又は還付とする措置が講じられているが、諸外国においては、原料用途の石油、石炭、揮発油については、特別措置による免税・還付ではなく非課税措置が講じられており、課税条件の国際的なイコールフットィングを確保することで、産業の空洞化の回避及び国際競争力の維持を図る目的のため、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付措置について、早期の本則化を図ることを強く求める。

○苛性ソーダ電解用の自家発電等、特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長【重点】

石油石炭税のうち地球温暖化対策のための課税特例分（以下「温対税」という。）の免税は、苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭が対象となっており、その適用期限を迎えることから、この延長を求める。

○生産性向上設備投資促進税制の拡充・適用緩和

生産性向上設備投資促進税制は、先端設備（A類型）は専ら機械設備の導入に政策誘導がなされており適用が限定されていること、また、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（B類型）においても投資利益率の基準適格により、いずれも使い勝手が悪く投資促進効果が限定的であることから、この拡充ならびに適用の拡大を求める。

特に、エレクトロニクス・光学分野向けの情報化学製品など、市況サイクル幅が比較的大きいことから、即座に生産性向上に資するわけではない領域の設備投資においても、使い勝手がよいよう制度の見直しを求める。また、生産能力の増産といった新規設備投資においては、設備操業に係る新規雇用を伴うため、雇用拡大促進税制等基準と調和のとれた、新たな適用適格の検討を求める。

1、資源・エネルギー、原料関連支援

○電力多消費産業の維持存続を配慮した、電力自由化に伴う電気料金負担増の

影響緩和【重点】

電力多消費産業は、電気料金の高止まりによって、倒産、廃業、事業撤退の他、生産拠点の海外移転や早期退職正視の実施による人員削減など、雇用に対する影響が続いていることから、これ以上の事業撤退、事業縮小に追い込まれることのないよう、電金料金値上げの影響緩和の拡充を強く求める。特に、再生エネルギー固定価格買取制度における賦課金の無秩序な拡大への反対ならびに、電力多消費産業に対する省エネ投資支援施策の特例の内、エネルギー使用合理化事業者支援事業（所謂、省エネ補助金）の拡充を求める。

○小規模火力発電に対する環境アセスメントの反対

発電能力 11.25 万 kW 未満の小規模火力発電については、専ら工場内等生産設備での自家発電として使用されており、施設一体となった環境マネジメントが図られていることから、大規模火力発電同様の環境アセスメントの導入に反対するとともに、小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドラインに基づく、事業者の主体的な取り組みへの働きかけを求める。

○天然ガスの使用促進ならびに石炭発電からの燃料転換に係る、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金・エネルギー使用合理化等事業者支援補助金（天然ガス分）の拡充

天然ガスは化石燃料中、最も CO2 排出量が少なく環境保全に優れた資源であることから、この使用促進を目的とした設備投資に対する、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金・エネルギー使用合理化等事業者支援補助金（天然ガス分）、先進対策の効率的実施による CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業等の、より一層の拡充を求める。

○高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業の拡充

東北地方太平洋沖地震の災害（東日本大震災）による、鋼管ブレーズの亀裂を受け、技術的助言通知「既存の高圧ガス設備の耐震性向上について」が各都道府県に出され、各企業において耐震性の確保に向けた対策に取り組みが進められているが、引き続き企業の負担となっていることから、高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業のより一層の拡充を求める。

2、化学物質管理規制

○化学物質のリスク評価と職場の安全確保に係る規制について調和のとれた手法、有害性に関する物資・形状等、分り易い整理と事業者、労働者、消費者への正確な伝達の実施【重点】

化学物質のリスク評価に係る企画検討会において現在審議されている新規通知対象候補物質の内、特にポリ塩化ビニルについては、極めて広範に製品使用されていることから、通知対象物質となった場合は、一般消費者に対して不要が誤解と製品への風評被害を招かぬよう迅速な対応を求める。同様に、類似組成物質を用いた製品（所謂、ポリマー製品）への風評被害も招かぬよう対応を講じられることを求める。

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による低濃度PCB含有機器処分基準の見直し

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPS条約）では、PCBを含有する機器の処分において下限値を50ppmと取り決めているにも係わらず、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）においては、0.5ppm以上の設備を処分対象としており、化学物質管理における国際協調と調和の促進の観点から、同様の基準となるよう規制の見直しを求める。

○水銀に関する水俣条約に基づく水銀排出量管理に係る新規設備投資等事業者負担の軽減ならびに、連続水銀測定における現実的な運用の在り方の検討

水銀に関する水俣条約の締結に基づき今後新たに国内事業者に求められる水銀排出量管理においては、設備投資等事業者の過度な負担とならないよう、特に連続水銀測定計の設置による排ガスの挙動把握について、現実的な運用がなされるよう検討を求める。

○健康障害予防に係る化学物質のリスク評価に基づく関係法令整備ならびに、特定化学物質管理・規制における国際協調と調和の促進による各国化学物質管理・規制のイコールフットイングの推進

健康障害防止に係る化学物質のリスク評価による対象物質の拡大の内、諸外国において製造・流通が可能となっているものについては、通商取引上の公平性が担保されておらず、価格競争力において著しく不利な状況となっていることから、国際協調と調和の更なる促進を求める。

3、産業競争力強化

○「産業競争力強化法50条に基づく調査報告」に基づく、将来需給の減少予測による事業再編等、石油化学、板ガラス産業の競争力強化に向けた対応の方向性において、雇用、地域への影響を考慮した適切な対応【重点】

産業競争力強化法50条に基づく、板ガラス産業の市場構造に関する調査報告において、将来需給の減少予測から、「LLP等の組織を各企業が共同設立し、生産設備の運営統合等を行うことも選択肢の一つとして考えられる。」との、ガラス産業の競争力強化に向けた対応の方向性が示されるなか、雇用への深刻な影響が予想されることから、施策を講ずる場合には、適切かつ厳格な対応が図られるよう強く求める。

○改正不正競争防止法に基づく営業秘密管理指針の厳格実施ならびに民事上・刑事上の措置の強化

グローバル化に対応した知的財産や技術・情報流出の防止を進め、海外の競合事業者による不正取得・使用を排除する姿勢を明確にするため、不正競争防止法の改正に基づく営業機密管理指針の厳格実施ならびに民事上・刑事上の措置のより一層の強化を求める。

○PCT 非加盟国に対する加盟働き掛けの強化による、各国特許法令の国際協調と調和の推進

海外での製品販売や模倣品からの自社製品保護を目的とした外国特許取得が増加傾向のなか、国内法令の違いにより個々の特許出願が煩雑かつ企業の負担となっていることから、国際協調と調和の推進のため特許協力条約（PCT）非加盟国に対する加盟働き掛けの強化を求める。

○EPA、FTA 非締結国との締結協議の更なる促進による各国経済連協の強化

貿易や投資の自由化・円滑化により、交易条件の向上ならび製品輸出ハンデの解消が図られるよう、EPA、FTA 非締結国との締結協議の更なる促進による各国経済連協のより一層の強化を求める。

○諸外国からの化学原料の不当廉売輸出に対するアンチ・ダンピング関税措置の厳格発動

水酸化カリウム、トルエンジイソシアナートなど化学原料におけるアンチ・ダンピング関税措置の発動が続いていることから、引き続き諸外国からの不当廉売輸出に対しては、国内関係産業に深刻な被害を与えぬよう、同様に事案においては迅速かつ厳格な対応が講ぜられるよう求める。

○化学産業における IoT 活用の推進・検討

IoT で表現される基盤的な産業革新の世界的な潮流に対して、わが国も戦略的な対応を早急に求める。特に、新技術の標準取得については企業、政府の連携が重要になってくおり、欧米では新成長分野での官民連携や民民連携、そして先駆的なシンクタンクによる活動がシステムづくりとして動き始めており、これについても雇用のあり方などを含め検討を求める。

○コンビナートをはじめとする産業集積地に対する包括的な発展策の促進

コンビナートをはじめとする産業集積地に対しては、保安・防災、人材育成、研究開発拠点支援などパッケージ化された総合支援策の促進を求める。特に、次世代の代替原料や光触媒技術による化学品の新合成プロセス開発支援の継続、また、地域版の産業活性化策（所謂、地方版総合戦略）における、石油精製・石油化学も含めたコンビナート一体となった幅広い支援措置を求める。

4、周辺産業支援

○「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づく、農業対策事業の強化・拡充

「TPP 関連対策大綱」に基づく施策の推進の内、特に、大区画化・凡用化策、農地パワーアップ事業、高機能化策等、農業への影響は甚大であることが想定されることから、農地支援策についてより一層の予算措置の拡充を求める。

○運輸業支援策の強化・拡充

「国土形成計画」に基づく「国土グランドデザイン2050」の内、特に物流に係る施策は日本経済全体にとって重要であることから、大型トラック等車体重量税の緩和、深夜割引時間帯の拡充ならびに高速道路外の駐車施設利用時の高速道路料金通算化、揮発油価格の高騰時の課税停止措置（所謂、トリガー条項）、物流分野における労働力不足対策アクションプランの強化等、運輸業支援策のより一層の拡充を求める。

